

## 麗澤大学大学院単位修得退学者の再入学に関する規程

平成 12 年 4 月 1 日制定  
令和 3 年 4 月 1 日最近改正

### (目的)

第 1 条 この規程は、麗澤大学大学院学則第 28 条第 3 項に基づき、博士課程の修了要件のうち博士論文の審査及び最終試験合格以外の修了要件を満たして退学（以下「単位修得退学」という。）した者の再入学について定めることを目的とする。

### (資格)

第 2 条 単位修得退学した者が、博士論文の審査及び最終試験を受けることを目的として再入学を願い出たときは、退学後 3 年以内に限り、これを許可することができる。

### (出願手続)

第 3 条 再入学を希望する者は、指定の期日までに次の書類を提出するものとする。

- (1) 再入学志願書
- (2) 博士論文に関する研究計画書

### (選考・許可)

第 4 条 再入学志願者については、研究科委員会の議を経て許可する。

### (在学年数)

第 5 条 再入学者の在学年数は、退学前の在学年数を通算して 6 年を限度とする。

### (学費)

第 6 条 再入学を許可された者の学費は授業料及び施設費とし、再入学をする年次の学費を適用する。

2 前項に定める学費は、指定の期日までに納入しなければならない。

### (事務の所管)

第 7 条 この規程に関する事務は、大学事務局教務・教育企画室・グローバル教育推進室が所管する。

### (規程の改廃)

第 8 条 この規程の改廃は、大学執行部会議の意見を聴取した後、学長がこれを定める。ただし、第 6 条の改定については、理事会の議を経て、理事長がこれを定める。

## 附 則

- 1 この規程は、平成 12 年 4 月 1 日より施行する。
- 2 この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から改定施行する。
- 3 この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から改定施行する。
- 4 この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から改定施行する。
- 5 この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から改定施行する。
- 6 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から改定施行する。
- 7 この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から改定施行する。
- 8 この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から改定施行する。
- 9 この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から改定施行する。